

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定について

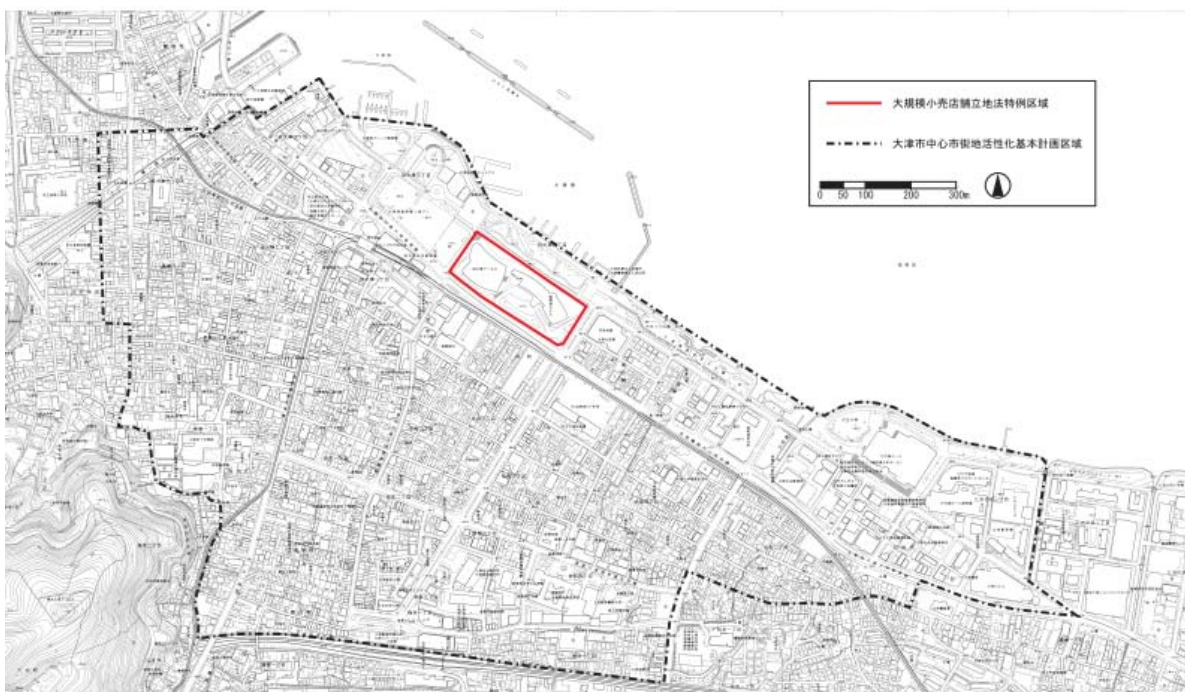
平成22年1月に開催された第11回中心市街地活性化協議会において浜大津アーカスを含む一体の区域を中心市街地の活性化に関する法律第55条第1項に基づく第二種大規模小売店舗立地法特例区域として指定するよう滋賀県に要請することが議決された。

大津市においては、基本計画事業である琵琶湖湖畔エコツーリズム事業で整備された「湖の駅」の事業拡大に伴う増床にあたって、手続きを簡素化することによって、効果的な事業展開を図るとともに周辺地域への経済活性化の波及効果が期待されることなどから滋賀県に要請を行った。

要請後は、住民説明会の開催や大津市との協議を経て滋賀県による特例区域案の公告・縦覧が行われ平成23年3月に指定された。

なお、滋賀県と大津市との協議の結果、区域を必要最小限、限定的とするため当初、大津市中心市街地活性化協議会で審議いただいた区域より縮小（現況でアーカスの駐車場となっている部分を除いている）し、指定を行っている。

指定区域位置図



第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定までの経過

平成21年9月9日	第10回中心市街地活性化協議会において特例区域の指定要請に関して要望
平成21年9月～ 平成22年1月	関係者への制度と進め方についての説明・意見聴取・意見調整
平成22年1月26日	第11回中心市街地活性化協議会において特例区域の指定要請に関して議決
平成22年3月19日	大津市から滋賀県に要請書提出
平成22年3月 ～11月	協議（大規模小売店舗立地審議会委員に対する説明・意見聴取、 県庁関係課への事前説明・意見照会）
平成22年12月13日	住民説明会の開催
平成23年2月16日 ～3月2日	特例区域案の公告・縦覧
平成23年3月18日	特例区域の決定・公告